

～航空局からのお知らせ～

★特定操縦技能審査関連通達が改正されました

航空局では、当時の小型航空機等による航空事故等が続発したことに対応し、平成 28 年度から、有識者や関係団体等から構成される「小型航空機等に係る安全推進委員会」を定期的に開催し、小型航空機等に係る安全対策の構築に係る調査・検討を行っているところです。

令和 5 年 3 月に開催した第 11 回委員会においても、今後の取り組みの方向性として、「特定操縦技能審査制度の実効性向上」があらためて確認されたことから、これまでの運用実態を踏まえた制度運用の適正化及び明確化を図るため、特定操縦技能審査関連通達（特定操縦技能審査実施要領、特定操縦技能審査実施細則、特定操縦技能審査口述ガイダンス）を令和 5 年 9 月 20 日付で改正しました。

※特定操縦技能審査実施要領及び細則の改正は令和 5 年 10 月 1 日施行

特定操縦技能審査口述ガイダンスの改正は令和 5 年 9 月 20 日施行

なお、改正概要は以下のとおりです。

●特定操縦技能審査実施要領及び細則

- ・操縦技能審査員の初任講習受講から認定の申請を行うまでの期間を 1 年と設定
- ・操縦技能審査員が特定操縦技能審査を始める前に被審査者に対して提示する書類の追加
- ・操縦技能審査員の初任講習、定期講習のオンライン化を明確化
- ・その他所要の改正

●特定操縦技能審査口述ガイダンス

- ・「航空機の操縦に従事するのに必要な知識」として、航空身体検査証明申請時の自己申告確認書の提出等に関する質問を追加
- ・「一般知識」として、ロストポジション時の措置、航空機に備え付ける書類（航空法第 59 条関連）に関する質問を追加
- ・その他所要の改正

特に、各操縦技能審査員の皆様におかれましては、特定操縦技能審査の実施前に必ず最新の通達をご確認のうえ、ご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

最新の通達などについては下記 URL からご確認ください。

●関係法令・規則・通達等

[https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_fr10\\_000009.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000009.html)

●第 11 回小型航空機等に係る安全推進委員会

[https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000091.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000091.html)

TEL : 03-5253-8111 (内線 50135・50136)

小型機安全担当

～X (Twitter) もやっています～

[https://twitter.com/mlit\\_kogataki](https://twitter.com/mlit_kogataki)

---